

令和7年10月1日施設利用分より 使用料等を改定します

概要版
(R7.4.1更新)

👉 問い合わせ

浦添市 市民部 市民協働・男女共同参画課
〈浦添市市民協働・男女共同参画ハーモニーセンター〉
TEL：098-874-5711 FAX：098-874-5890
mail：siminkyodo@city.usasoe.lg.jp

改正の経緯

公共施設の管理・運営に要する費用は、公共施設を利用する人(受益者)がお支払いいただく使用料や、浦添市民のみなさまからの税金等で賄われております。

浦添市では、公共施設の使用料等について、「**受益者の負担適正化**」や、公共施設を利用する人と利用しない人の「**負担の公平性**」を保つため、定期的なサイクルで検証を行うこととなっており、今回の検証の結果、見直しの必要が生じました。

そして、令和7年3月24日の浦添市市議会本会議において、「ハーモニーセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」が可決されました。(同じタイミングで同条例施行規則の見直しも行いました。)

つきましては、改正内容の概要について、下記のとおりとなっておりますので、内容をご確認ください。利用者の方には、ご負担をお願いすることとなりますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

3つの主な改正内容

① 使用料の改正

ハーモニーセンターの施設管理・運営に要した費用を基に、使用料の見直しを行いました。見直しの結果、平日・土日の料金区分がなくなり、統一料金となっています。

POINT
室料は平日・土日の区分がなくなり**統一料金**へ

旧使用料 (令和7年9月30日まで)

施設名	市民		市民以外		冷房料
	平日	土日	平日	土日	
ホール	2,000円	2,500円	2,600円	3,200円	1,150円
ホール (スポットライトあり)	2,400円	3,000円	3,100円	3,900円	1,150円
第1音楽練習室	400円	500円	500円	600円	100円
第2音楽練習室	300円	400円	300円	500円	100円
第1研修室	300円	400円	300円	500円	150円
第2研修室	300円	400円	300円	500円	150円
和室	400円	500円	500円	600円	200円
茶室	300円	400円	300円	500円	100円
交流室	500円	600円	600円	700円	300円
幼児室	-	-	-	-	100円



新使用料 (令和7年10月1日より)

施設名	室料		冷房料
	市民	市民以外	
ホール	2,350円	3,350円	1,600円
ホール (スポットライトあり)	2,900円	4,000円	1,600円
第1音楽練習室	400円	750円	150円
第2音楽練習室	300円	450円	150円
第1研修室	400円	450円	200円
第2研修室	300円	450円	200円
和室	500円	750円	300円
茶室	400円	450円	150円
交流室	550円	800円	450円
幼児室	-	-	150円

② 使用料の減免内容と割合

原則、**5割を上限**に改正しました。**令和7年10月1日施設利用分から適用**します。
ただし、市民活動登録団体の減免割合については、急激な負担増を回避するための経過措置として、**令和7年10月1日から令和9年3月31日までの施設利用分**については、**減免割合を7割**とします。(令和9年4月1日からは減免割合が5割となります。)

POINT
使用料の減免上限は5割へ。
市民活動登録団体は、
R7.10.1～R9.3.31までは7割

③ 利用申請の改正

適切な施設運営、行政サービスの提供のために下記のとおりに変更しました。

▶ 利用申請：利用希望日の**前日まで**に申請 から **3日前(土日祝除く)まで**になります。

▶ 利用変更：日時・施設の種類も**変更申請可** から **変更申請不可**になります。

変更したい場合は、取りやめ申請後、再度利用申請をお願いします。

利用日の5日前まで(土日祝含む)に取りやめ申請を行った場合、8割返還となります。詳しくはハーモニーセンターまでお問合せください。

POINT
利用申請ルールが一部変更
利用申請
▶ 利用希望日の3日前まで
利用変更
▶ 施設の種類・日時の変更不可